

JFS 規格のロゴマーク取り扱い規程 (フードサービス、フードサービスマルチ サイト適合組織・監査会社への要求事項)	発行日 2024-12-01	文書番号 PR_101_10_R01_ja
	改定日	改定番号 R00

JFS 規格のロゴマーク取り扱い規程

(フードサービス、フードサービスマルチサイト適合組織・監査会社への要求事項)

■適合組織への規程

1. JFS 規格のロゴマーク使用の条件

JFS 規格の適合組織は、当該規格のロゴマークを、以下の要件を満たす場合に限り、使用することができる。

ロゴマーク使用の際には、監査会社から了承を得た後『監査会社のロゴマーク』を併記してもよい。

- ① フードサービス、フードサービスマルチサイトのロゴマークは以下のデザインを使用する



- ② ロゴマークの下部に、食品安全マネジメント協会（以下、「JFSM」という。）が発行した登録番号を枝番まで記載する
- ③ ロゴマークと登録番号で『1つのマーク』として認識できるように配置されている
- ④ ロゴマークに対し、対象のサイトが認識出来る状態にある（後述の併記文章での記載も可能）
- ⑤ ロゴマーク下部に登録番号を列記して使用する場合、各登録番号の該当する適合証明範囲（サイト名、サイト全体が適合証明範囲ではない場合は製品群も含む）を併記する
- ⑥ 当規程の2～6項について承諾している

2. ロゴマークの使用範囲

JFS 規格の適合組織は、各対象や掲載方法に対し、後述の対象別指定事項を遵守した上で、店頭、説明書、建物や車両、宣伝用資料、封筒、名刺等の印刷物、ウェブサイト等に使用することができる。

JFS 規格のロゴマーク取り扱い規程 (フードサービス、フードサービスマルチ サイト適合組織・監査会社への要求事項)	発行日 2024-12-01	文書番号 PR_101_10_R01_ja
	改定日	改定番号 R00

3. ロゴマークの使用期間

JFS 規格の適合組織がロゴマークを使用できる期間は『JFS 規格への適合証明を受けた日より、適合証明が取り消される日まで』とする。取り消し日以降はロゴマークを原則使用しないこと。(JFS 規格(フードサービス)監査及び適合証明プログラム規程 4.12.3 および JFS 監査及び適合証明プログラム文書 Ver.3.0 4.12.3 (3)参照)

また、組織の適合証明の一時停止が発生した場合、その期間においては組織が適合証明書及びロゴマークを原則使用しないか、もしくはロゴマークの使用により一時停止中に適合証明を受けていると誤認を与えないことを確実にしなければならない。(JFS 規格(フードサービス)監査及び適合証明プログラム規程 4.12.2 および JFS 監査及び適合証明プログラム文書 Ver.3.0 4.12.2 (3)参照)

4. ロゴマークの使用者の義務

- (1) JFS 規格の適合組織がロゴマークを使用する場合、関係法規、本規程及び【ロゴマークデザイン規程】を遵守するとともに、適合証明の趣旨に反した使用がなされないように細心の注意を払う義務を負うものとする。また、ロゴマークの信用またはイメージを損なう恐れのある一切の行為を行わない義務を負うものとする。
- (2) ロゴマーク使用者は、ロゴマークの使用に関係する第三者との係争、審判、訴訟等については対応を JFSM と協議して決定するものとし、係争、審判、訴訟等に要した費用(合理的な弁護士費用及び訴訟費用等を含む)は、使用者が負担するものとする。
- (3) ロゴマーク使用者が、ロゴマークの使用に関係して第三者に損害を与えた場合には、当該使用者がその損害について全責任を負うものとし、JFSM、その他の第三者は一切の損害、損失または責任を負わないものとする。
- (4) ロゴマーク使用者は、JFSM から要請がある場合は、ロゴマークの使用実態の報告、使用したものの提出等を行うものとする。

5. 禁止事項

以下のような使用は禁止する。

- (1) 本規程及び【ロゴマークデザイン規程】に反する使用
- (2) 法令や公序良俗に反すると認められるような使用

6. ロゴマークの不適切な使用などにあたっての措置

JFS 規格の適合組織が、5. に該当する内容で不正に使用した場合には、JFSM は必要に応じて次の措置を順次講ずることとする。

- (1) 是正のための改善要求
- (2) 警告
- (3) ロゴマーク使用許諾の取消
- (4) 組織名の公表
- (5) 法的措置

JFS 規格のロゴマーク取り扱い規程 (フードサービス、フードサービスマルチ サイト適合組織・監査会社への要求事項)	発行日 2024-12-01	文書番号 PR_101_10_R01_ja
	改定日	改定番号 R00

■監査会社のロゴマークに対する遵守事項

監査会社は、適合組織が JFS 規格のロゴマークを使用する場合、適合組織が本規程を遵守していることを確実にしなければならない。(JFS 規格 (フードサービス) プログラム規程 Ver. 2.0 4.9 (3)、JFS 規格 (フードサービス・マルチサイト) プログラム規程 Ver. 1.0 3.2 (3))

■対象別指定事項

1. ロゴマーク使用時の誤認防止

ロゴマーク) を使用する際、以下 2 点に関する影響がないように対応しなければならない。

- ① 本来の適合証明の範囲外が、範囲に該当するような誤認がないこと
- ② その他、協会の活動や適合証明の信頼性に不利益が生じないこと

2. ロゴマーク使用時の指定事項

各対象にロゴマークを使用する場合、内容、配置などに関する指定事項は以下の通りとなる。

■適合証明組織範囲内の店舗における宣伝物の掲示

- ・フードサービスおよびフードサービスマルチサイトの店舗において、ロゴマークを表示した宣伝物を掲示する場合、ロゴマークの下に登録番号を明記しなければならない。
- ・フードサービスマルチサイトの場合は、適合証明範囲内のサブサイトでの使用であること。

■フードサービスマルチサイトにおける中央管理機機能 (セントラルサイト)、中間管理機能 (ミドルサイト) での掲示物におけるロゴマークの使用

- ・その建物及び組織が『適合証明を取得している』と場合に使用できる。

■適合証明を取得した組織、店舗に所属する方の名刺

- ・適合証明の範囲が組織内全体ではない場合、範囲について記載すること
 - ・適合証明範囲を全て記載すると収まりきらない場合、「詳細は HP をご参照ください」と対応する事は可能。
- 但し、近くに WEB サイトの『該当ページの』QR コードや URL が記載されているなど、同じ面に隣接して配置し、参照可能な状態であること

■適合証明組織と同企業、グループ会社の社員の名刺

- ・『適合証明組織』以外の各組織に対し、範囲の誤認がないように記載すること。

JFS 規格のロゴマーク取り扱い規程 (フードサービス、フードサービスマルチ サイト適合組織・監査会社への要求事項)	発行日 2024-12-01	文書番号 PR_101_10_R01_ja
	改定日	改定番号 R00

- ・ 適合証明組織において、適合証明範囲が事業所全体ではない場合、範囲を記載すること
- ・ 適合証明範囲を全て記載すると収まりきらない場合「詳細は HP をご参照ください」と対応する事は可能
但し、近くに WEB サイトの『該当ページの』QR コードや URL が記載されているなど、同じ面に隣接して配置し、参照可能な状態であること

■ 自社配送トラック、社用車へのロゴマークの使用

- ・ 適合証明の範囲内で使われる配送車（デリバリー等）、社用車に限り、使用できる
- ・ 適合証明組織内に適合証明範囲外の組織（関連会社など）が存在する場合、範囲の誤認がないように記載すること

■ チラシ、パンフレット、WEB サイト、メニュー、POP 類等

- ・ 適合証明範囲によりロゴマークの使用は可能
- ・ 適合証明の範囲が事業所全体ではない場合、範囲について記載すること
- ・ 同企業内に適合証明組織以外の組織（関連会社、関連店舗など）が存在する場合、範囲の誤認がないように記載すること

■ その他

- ・ 上記の指定事項以外にロゴマーク使用の場合は、食品安全マネジメント協会（JFSM）に確認の上、使用すること

以上